

福祉・介護職員処遇改善（特別）加算について

各様式は県 HP「申請書ダウンロードサービス」でも取得することができます。

県 HP（トップ）→「申請書ダウンロードサービス」→「福祉保健部」→「障害福祉課」

1. 平成31（2019）年度加算届出

①居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護サービス事業所を運営する法人

平成31年4月15日（月）必着（郵送）

※2019年10月から2020年3月までの加算率が後日通知されます。

② ①以外の法人で、福祉・介護職員処遇改善（特別）加算対象サービス事業所を運営する法人

平成31年3月15日（金）必着（郵送）

※期限までにやむを得ず提出できない場合は県障害福祉課までご連絡ください。

(1) 提出書類

- ① 福祉・介護職員処遇改善計画書【別紙様式2】
- ② 福祉・介護職員処遇改善計画書（指定権者内事業所一覧表）【別紙様式2（添付書類1）】
- ③ 福祉・介護職員処遇改善計画書（届出対象都道府県内一覧表）【別紙様式2（添付書類2）】
- ④ 福祉・介護職員処遇改善計画書（都道府県状況一覧表）【別紙様式2（添付書類3）】
- ⑤ 介護給付費等（障害児給付費）算定に係る体制等に関する届出書【様式第5号】
- ⑥ 介護給付費等（障害児給付費）算定に係る体制等状況一覧表
- ⑦ 就業規則
- ⑧ 給与規程（就業規則とは別に定めている場合）

※キャリアパス要件Ⅰに係る任用要件及び賃金体系に関する規程、キャリアパス要件Ⅱにかかる研修機会の提供及び能力評価に関する規程、キャリアパス要件Ⅲに係る昇給の仕組みに関する規程を含む。

⑨ 労働保険加入が確認できる書類（直近のもの）

※ ③、④、⑦、⑧は該当事業所のみ提出。

※ ⑦、⑧について、平成30年度以前の届出時に提出した就業規則・給与規程と変更がない場合は省略可。

ただし、平成30年度の届出時に添付したのから改正、若しくは確約書の添付に代えた場合は、改正後のものを添付。

※ ⑨は労働保険関係成立届や直近の申告書の写しなどを添付。

2. 平成30年度実績報告

2019年7月31日(火) 必着(郵送)

(1) 提出書類

- ① 実績報告チェックリスト
 - ② 福祉・介護職員処遇改善実績報告書【別紙様式3】
 - ③ 福祉・介護職員処遇改善実績報告書(指定権者内事業所一覧表)【別紙様式3(添付書類1)】
 - ④ 福祉・介護職員処遇改善実績報告書(報告対象都道府県内一覧表)【別紙様式3(添付書類2)】
 - ⑤ 福祉・介護職員処遇改善実績報告書(都道府県状況一覧表)【別紙様式3(添付書類3)】
 - ⑥ 賃金改善の積算根拠資料(処遇改善加算実績報告明細書)
 - ⑦ 国保連合会発行の「福祉・介護職員処遇改善(特別)加算総額のお知らせ」(全期間分)
 - ⑧ 法定福利費等計算表(様式は任意)(賃金改善額に法定福利費等を算入する場合)
 - ⑨ 給与規程(承認申請時に給与規程改正が未済であった場合)
- ※①、②、③、⑥、⑦は必ず提出してください。(④、⑤、⑧、⑨は該当事業所のみ)

(2) 注意事項

- ① チェックリストで提出書類の漏れがないか、内容の誤り等がないかチェックのうえご提出ください。
- ② 申請書と同じ単位で(計画書1枚につき実績報告書1枚)提出してください。
- ③ 期限までに実績報告の提出がない場合は、加算の算定要件を満たしていない不正請求として全額返還となりますのでご注意ください。
- ④ 加算の算定要件は、賃金改善額が加算による収入額を上回ることであり、加算による収入額を下回することは想定しておりませんので、仮に下回る場合には一時金や賞与として支給を行うようお願いいたします。